ほくでん

（証券コード 9509）
2026年６月４日
（電子提供措置の開始日：2026年５月26日）

株 主 各 位

札幌市中央区大通東１丁目２番地
北 海 道 電 力 株 式 会 社
代表取締役
社長執行役員　齋 藤　晋

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて，第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており，インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

［当社ウェブサイト］
https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html

また，電子提供措置事項は，当社ウェブサイトのほか，以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

［東京証券取引所ウェブサイト］
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして，当社名又は証券コードを入力・検索し，「基本情報」，「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ，ご覧ください。

［株主総会資料掲載ウェブサイト］
https://s.srdb.jp/9509/

なお，当日ご出席されない場合は，書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので，電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ，**以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

［書面による議決権行使］
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ，**2026年６月24日（水曜日）午後５時20分までに到着するよう折り返しご送付ください。**

［電磁的方法（インターネット等）による議決権行使］

７頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ，**2026年６月24日（水曜日）午後５時20分までに各議案に対する賛否をご入力ください。**

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数，議決権を行使された場合は，最後の行使を有効なものとし，議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は，電磁的方法による議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年６月25日（木曜日）午前10時

（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

2. 場　　所　札幌市中央区大通西８丁目１番地

札幌ビューホテル大通公園　地下２階ピアリッジホール

※会場には駐車場を用意してございませんので，公共交通機関等をご利用願います。

▼地図はこちら

3. 会議の目的事項

報 告 事 項　2025年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

普通株式の期末配当金につきましては，１株につき17円とさせていただきたいと存じます。

優先株式の配当金につきましては，定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

第 2 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので，７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏　名	
1	藤井（ふじい）　裕（ゆたか）	再任
2	齋藤（さいとう）　晋（すすむ）	再任
3	上野（うえの）　昌裕（まさひろ）	再任
4	小林（こばやし）　剛史（つよし）	再任
5	土田（つちだ）　拓（ひろし）	再任
6	新沼（にいぬま）　彰人（あきと）	再任
7	吉川（よしかわ）　武（たけし）	再任 社外 独立

第 3 号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員が任期満了となりますので，５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏　名	
1	戸巻（とまき）　雄一（ゆういち）	再任
2	成田（なりた）　教子（のりこ）	再任 社外 独立
3	竹内（たけうち）　巖（いわお）	再任 社外 独立
4	鵜飼（うかい）　光子（みつこ）	再任 社外 独立
5	五十嵐（いがらし）　敏文（としふみ）	再任 社外 独立

＜株主提案（第４号議案から第13号議案まで）＞

第 4 号議案　定款一部変更の件（1）

「第３章　株主総会　第14条」の変更

第 5 号議案　定款一部変更の件（2）

「過酷事故を想定した責任ある原子力発電の運用凍結」の章の新設

第 6 号議案　定款一部変更の件（3）
「泊発電所の安全審査関連資料・データの全面公開」の章の新設
第 7 号議案　定款一部変更の件（4）
「原子力発電所を含む各電源にかかる費用の明示」の章の新設
第 8 号議案　定款一部変更の件（5）
「原子力防災に関する対策と確認」の章の新設
第 9 号議案　定款一部変更の件（6）
「蓄電池事業」の章の新設
第10号議案　定款一部変更の件（7）
「破綻した核燃料サイクル事業への出資および債務保証の停止」の章の新設
第11号議案　定款一部変更の件（8）
「株主総会議事録のホームページ公開」の章の新設
第12号議案　定款一部変更の件（9）
「相談役，顧問の廃止」の章の新設
第13号議案　定款一部変更の件（10）
「取締役および顧問への報酬の個別開示」の章の新設

取締役会としては，いずれの株主提案にも反対しております。

各号議案の内容等は，電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載しております。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使
代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(2) 議決権の不統一行使
議決権の不統一行使をされる場合は，株主総会の日の３日前までに，議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以　上

◎電子提供措置事項のうち，次の事項につきましては，法令及び定款の規定に基づき，書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず，１頁に記載の各ウェブサイトの「電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」に記載しております。

なお，監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

〇事業報告の以下の事項

・企業集団の現況に関する事項のうち，「財産及び損益の状況の推移」，「主要な事業内容」，「主要な事業所」，「従業員の状況」，「主要な借入先」
・会社の株式に関する事項
・会社の新株予約権等に関する事項
・会社役員に関する事項のうち，「責任限定契約の内容の概要」，「補償契約の内容の概要」，「役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約の内容の概要」，「社外役員の主な活動状況」
・会計監査人の状況
・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〇連結計算書類

〇計算書類

〇連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

〇会計監査人監査報告書

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は，１頁に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイトに事業報告についての説明動画を掲載しておりますので，ご覧ください。

［当社ウェブサイト］
https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html

議決権行使のご案内

１頁に記載の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。内容をご検討のうえ，議決権の行使をお願い申しあげます。
議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

1 ご出席

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時開催
（受付開始予定時刻　午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

2 郵送

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後５時20分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，切手を貼らずにご投函ください。（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）各議案について賛否の表示がない場合は，会社提案については「賛」，株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

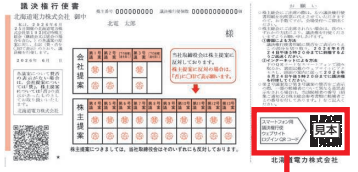

3 インターネット

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後５時20分まで

当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
にアクセスしていただき，画面の案内に従って，各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

スマート行使に必要な「ＱＲコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

① **議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。**

② **以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

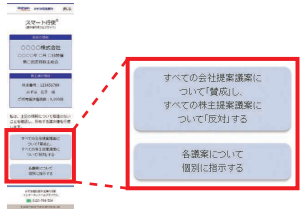

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は，お手数ですがPC向けサイトへアクセスし，議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン，再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと，PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

① **議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。**

「次へすすむ」ボタンを押してください

② **招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。**

「議決権行使コード」を入力

「次へ」ボタンを押してください

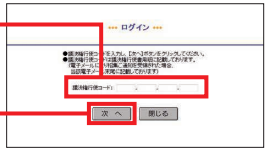

③ **議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。**

「パスワード」を入力

「登録」ボタンを押してください

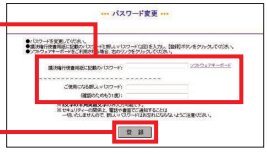

④ **以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

【ご注意】＊初回ログインの際に変更したパスワードについては，大切に保管してください。
＊パスワードは，一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は，画面の案内に従ってお手続きください。
なお，パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。
＊インターネットに関する費用（プロバイダー接続料，通信料等）は，株主さまのご負担となります。
＊「QRコード」は，株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【ご利用環境】インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが，お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
0120-768-524 受付時間 9：00～21：00（年末年始を除く）

機関投資家のみなさまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として，㈱ICJが運営する**「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」**をご利用いただけます。

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に

「ネットで招集」のご案内

▼ アクセスはこちら

https://s.srdb.jp/9509/

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ，スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 QRコードを読み取り，議決権行使サイトへ簡単アクセス

スマート行使

「ネットで招集」トップページ右上の「スマート行使」ボタンを押し，「OK」を選択すると，お手元の端末のカメラが起動します。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し，撮影した写真の画面で「写真を使用」を押してください。

「OK」を押すと，ログインいただけます。

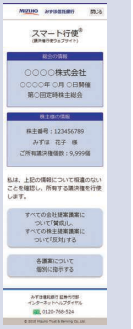

Point 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Point 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

事　業　報　告

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2025年度のわが国経済は，米国の通商政策などの影響を受け，企業収支の改善に足踏みがみられますが，個人消費に持ち直しの動きがみられるなど，緩やかに回復しました。北海道経済については，物価上昇の影響から個人消費などに弱い動きがみられるものの，緩やかに持ち直しました。

当社においては，卸電力市場価格が低位で推移し厳しい競争環境にあったことに加え，労務費・物価の上昇が進むなど，事業環境は厳しさを増しました。このような状況のもと，2025年3月に策定した「ほくでんグループ経営ビジョン2035」で掲げた経営目標の達成に向け，泊発電所の再稼働や新たなエネルギーサプライチェーンの構築に向けた取り組みを進めるとともに，カイゼンやDX（デジタルトランスフォーメーション）及び資機材調達の工夫などを通じた効率化・コスト低減を図ってきました。

当年度の小売販売電力量は，卸電力市場価格や燃料価格が低位で推移したため，厳しい競争環境となったことなどから，前年度に比べ3.0％減の221億18百万キロワット時となりました。

他社販売電力量は，再生可能エネルギーの買取増加に伴う販売量の増加などにより，前年度に比べ11.2％増の119億81百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は，燃料価格などの低下に伴う燃料費等調整額の減少などにより，前年度に比べ460億70百万円減の8,559億83百万円となり，営業外収益を加えた経常収益は，422億28百万円減の8,633億99百万円となりました。

経常利益は，燃料価格などの低下に伴う燃料費等調整制度の期ずれ差益の拡大や水力発電量の増加に伴う燃料費の減少はありましたが，泊発電所の再稼働に向けた取り組みや労務費・物価及び金利の上昇などにより，前年度に比べ27億2百万円減の613億48百万円となりました。

また，親会社株主に帰属する当期純利益は，経常利益の減少に加え，特別利益に計上した核燃料売却益の減少などにより，前年度に比べ202億20百万円減の439億98百万円となりました。

■販売電力量

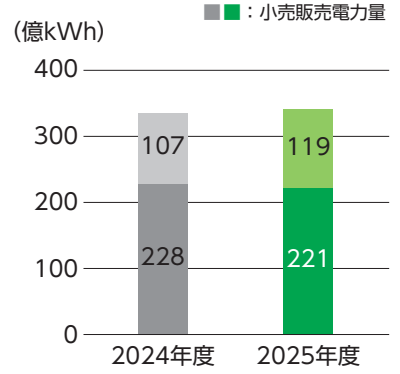

■経常損益

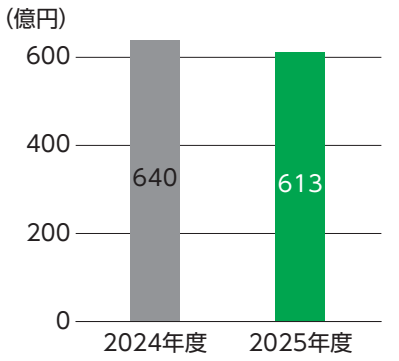

■親会社株主に帰属する当期純損益

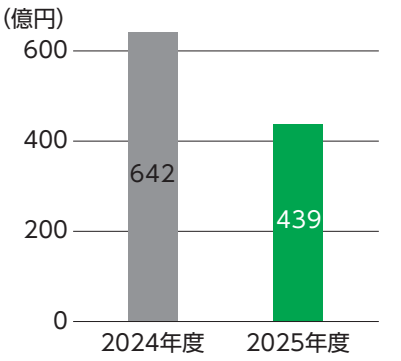

なお，事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は，次のとおりとなりました。

北海道電力

営業収益（売上高）は，燃料価格などの低下に伴う燃料費等調整額の減少などにより，前年度に比べ522億42百万円減の7,358億8百万円となりました。経常利益は，燃料価格などの低下に伴う燃料費等調整制度の期ずれ差益の拡大や水力発電量の増加に伴う燃料費の減少はありましたが，泊発電所の再稼働に向けた取り組みや労務費・物価及び金利の上昇などにより，前年度に比べ90億71百万円減の446億18百万円となりました。

北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は，託送料金見直しの影響や夏季の高気温によるエリア需要の増加に伴う託送収益の増加などにより，前年度に比べ17億60百万円増の3,229億49百万円となりました。経常利益は，労務費・物価及び金利の上昇などはありましたが，売上高の増加に加え，経営全般にわたる効率化などにより，前年度に比べ14億5百万円増の25億20百万円となりました。

その他

営業収益（売上高）は，前年度に比べ217億62百万円増の1,757億17百万円となり，経常利益は，建設業における売上高の増加及び継続的な原価低減などにより，前年度に比べ68億85百万円増の190億57百万円となりました。

（百万円）

		2025年度
営業収益（売上高）		855,983
	北海道電力	735,808
	北海道電力ネットワーク	322,949
	その他	175,717
	事業間の内部取引消去	△378,491
経常利益		61,348
	北海道電力	44,618
	北海道電力ネットワーク	2,520
	その他	19,057
	事業間の内部取引消去	△4,847

普通株式の配当金については，「DOE※2％を目安とした安定配当」を基本方針とし，泊発電所3号機の再稼働までは，DOE2％を目指しつつ，財務基盤の回復を念頭に置きながら総合的に判断していくこととしております。

これを踏まえ，当年度は，昨年11月に中間配当金として1株につき15円をお支払いしていますが，期末配当金につきましては，1株につき17円，年間32円の配当を実施したいと存じます。

また，優先株式の配当金については，定款の定めに従い実施したいと存じます。

※　DOE：株主資本配当率（年間配当総額÷株主資本×100）

2. 対処すべき課題

ほくでんグループ経営ビジョン2035

ほくでんグループの経営テーマ

ほくでんグループが事業基盤とする北海道では，人口減少や少子高齢化による地域活力の低下などの社会課題がある一方で，次世代半導体工場やデータセンターといったGX※産業立地が着実に進展しており，減少傾向であった電力需要が反転し，中長期的には大きく増加していく見通しとなっています。

2025年3月に策定した「ほくでんグループ経営ビジョン2035」では，北海道の持つポテンシャルを活かしながらほくでんグループが地域の発展に貢献し，力強く成長していく姿を示しています。経営テーマとして掲げた「北海道の発展に向けたGX実現への挑戦」「新たな価値創造に向けた挑戦」「持続的な成長に向けた経営基盤の強化」に着実に取り組むことで，ほくでんグループの事業成長と北海道の発展の両立を目指しています。

※　GX（グリーントランスフォーメーション）：カーボンニュートラルの実現に向けた対応を成長の機会と捉え国際的な産業競争力を高めていくために，経済社会システム全体を変革させることを目指すもの

［ 2035年に向けたほくでんグループの経営テーマ ］

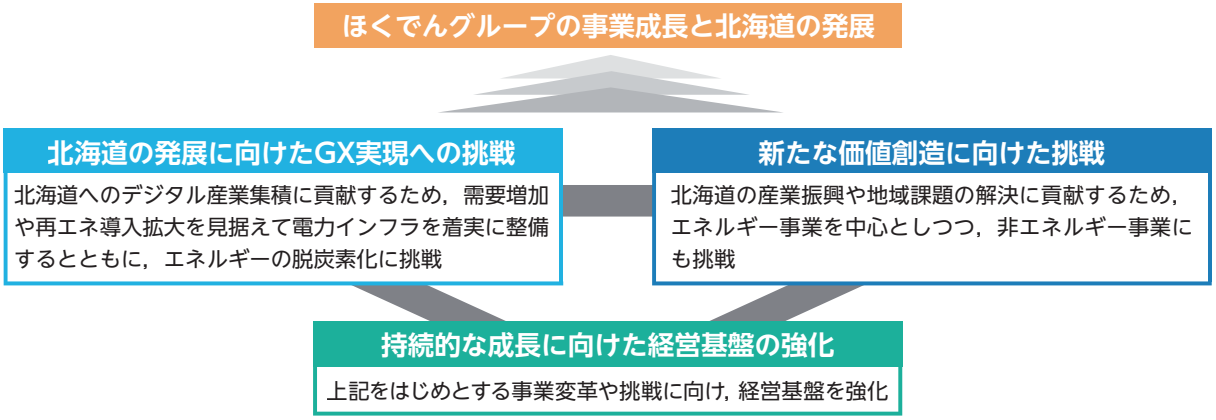

経営目標の進捗状況

経営目標の2025年度実績は以下のとおりです。

	2025実績	泊3号機再稼働前	2030年度	2035年度
販売電力量(小売)	221億kWh	290億kWh以上		330億kWh以上
温室効果ガス排出削減	▲11%※1	2013年度比：▲46%		2013年度比：▲60%
温室効果ガス削減貢献	20万トン	150万トン		250万トン
CN関連投資額	223億円	4,000億円程度（2025～2035累計）		
再エネ目標（開発規模ベース）	20.9万kW	100万kW以上 ※持分ベースで30万kW以上		300万kW以上 ※持分ベースで100万kW以上
経常利益	613億円	400億円以上	700億円以上※2	900億円以上※2
ROIC(WACC)	2.8%	3.0%以上（2.2%程度）		3.5%以上（2.4%程度）
ROE	10.4%	8%以上		
自己資本比率	18.5%	20%以上		25%以上（将来的な目標は30%）
EBITDA有利子負債倍率	10.3倍	11倍程度		8倍以下
配当(年間)〔DOE(株主資本配当率)〕	32円／株（1.8%）	DOE2%を目安とした安定配当（泊3号機の再稼働までは，DOE2%を目指しつつ，財務基盤の回復を図ることを念頭に置きながら総合的に判断）		
次世代エネルギー投資額	12億円	2,500億円程度（2025～2035累計）		
人的投資（付加価値／人件費）	1.1倍	―		2024実績比：1.5倍程度
DX投資額	20億円	300億円程度（2025～2035累計）		

※1　未確定の諸元があるため，速報値を記載
※2　泊発電所再稼働に伴う料金値下げを考慮

「ほくでんグループ経営ビジョン2035」については，当社ウェブサイトに掲載しています。

2026年度の取り組み事項

北海道の発展に向けたGX実現への挑戦

【泊発電所の再稼働とさらなる安全性向上に向けた取り組み】

原子力発電は，燃料供給の安定性や長期的な価格安定性，発電時にCO_2を排出しないなどの特長があり，電力の安定供給の確保とカーボンニュートラルの実現を支える重要な電源です。

泊発電所3号機については，2027年のできるだけ早期の再稼働に向け，設計及び工事の計画の認可や保安規定変更認可の審査，使用前事業者検査，防潮堤などの安全対策工事に総力を挙げて取り組んでいきます。また，再稼働後には，再稼働に伴う費用の低減効果を反映したうえで，カイゼンやDX推進などの経営効率化のさらなる深掘りによる費用の削減効果を最大限織り込み，電気料金の値下げを実施します。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないという強い決意のもと，これまでの安全対策にとどまることなく，重大事故リスクの一層の低減に取り組んでいます。「世界最高水準の安全性」を目指し，継続的に技術力の維持・向上を図るとともに，さまざまな機会を捉えて安全性向上の取り組みについて分かりやすくお伝えし，みなさまから信頼いただけるよう努めていきます。

安全最優先の価値観の共有

▶経営トップ自らが泊発電所へ赴き，安全性向上に向けた思いを直接伝えるとともに，意見交換を行い「安全最優先」の価値観を現場に浸透させています。

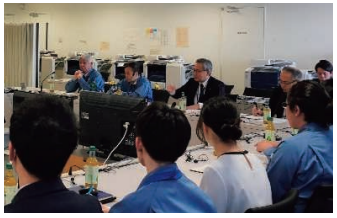

技術力の維持・向上の取り組み

▶「安全を守るのは人」との考えに立ち，シミュレータ訓練やベテランからの技術伝承などを通じて技術力の維持・向上に努めています。

▶緊急時対応能力の向上を目的とした実践的な訓練・教育を継続して実施しています。

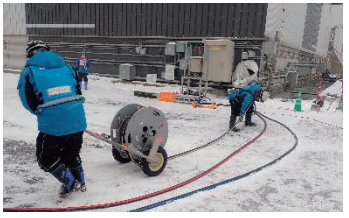

コミュニケーション活動の推進

▶2025年度は，道内29市町村で泊発電所の安全対策等に関する説明会を開催しました。

▶引き続き，さまざまな機会を捉えて情報発信していきます。

［ 泊発電所における主な安全対策 ］

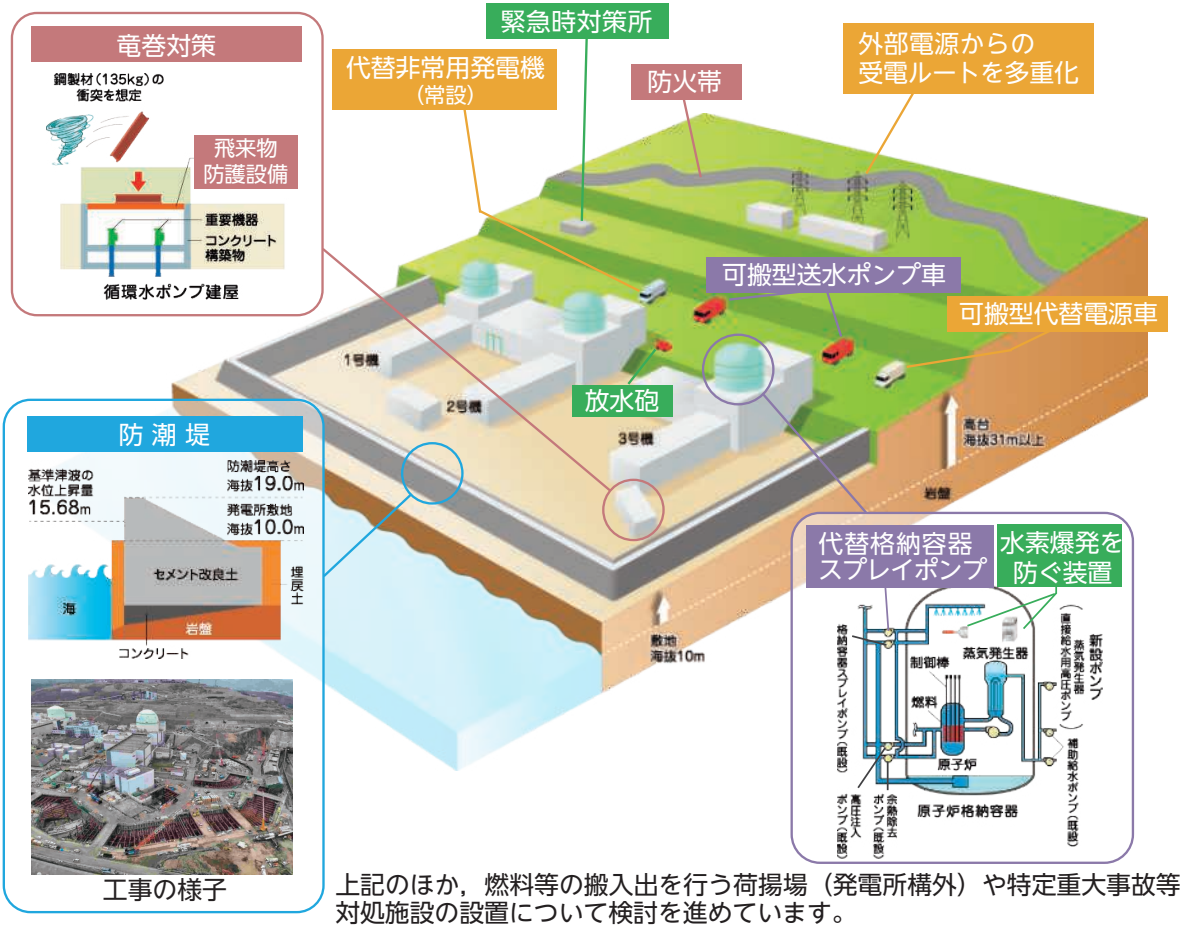

上記のほか，燃料等の搬入出を行う荷揚場（発電所構外）や特定重大事故等対処施設の設置について検討を進めています。

【再生可能エネルギー電源の導入拡大に向けた取り組み】

再生可能エネルギー（再エネ）電源については，「2035年度までに300万kW以上の増（開発規模ベース）」という目標を掲げています。目標の達成に向けて，新規地点の開発や出資参画，水力発電所のリプレースなどを着実に進めていきます。

風力発電

▶石狩湾新港洋上風力発電事業に出資参画したほか，檜山沖で洋上風力，伊達市・上ノ国町・島牧村・壮瞥町で陸上風力の事業化に向けて，環境アセスメント手続きを進めています。

石狩湾新港の洋上風力発電（2024 年1 月運開）

太陽光発電

▶太陽光発電のPPA※サービスを提供しています。

※　PPA：再エネ発電設備などをお客さま敷地内外に所有・設置し，発電した電力をお客さまへ供給するサービス

水力発電

▶当社及びほくでんエコエナジー㈱の経年化水力発電所の更新工事（リプレース）などを順次進めています。

【火力発電の脱炭素化に向けた取り組み】

中長期的な北海道エリアの電力需要増加を見据えた供給力の確保のため，LNG火力発電所である石狩湾新港発電所2号機及び3号機（計画出力：各58万kW，運転開始予定：2号機は2030年度，3号機は2033年度）の運転開始に向けて着実に取り組んでいきます。また，次期LNG火力発電所の設置についても，発電出力など詳細な検討を進めていきます。

さらに，火力発電所については，燃焼時にCO_2を排出しないアンモニアや水素などの脱炭素燃料への転換やCCUS※の導入による脱炭素化を目指していきます。石炭を燃料とする苫東厚真発電所4号機では，アンモニアへの燃料転換やCCUS技術の活用などによる脱炭素化を進めることとしており，燃料転換については，2030年度に燃料の20%（熱量比）をアンモニアに転換し，その後，段階的に拡大していく計画としています。LNGを燃料とする石狩湾新港発電所2号機及び3号機においては，水素への燃料転換を進めていきます。

※　CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage（CO^2の回収・有効活用・貯留）の略

【新たなエネルギーサプライチェーン構築に向けた取り組み】

北海道では，最終エネルギー消費に占める石油・石炭の比率が高く，カーボンニュートラルの実現に向けては，電力やガスへのエネルギー転換により低炭素化・脱炭素化を進めていく必要があります。加えて，北海道では，将来的なエネルギー需要の大幅な増加が見込まれています。

当社は，泊発電所の再稼働や再エネの導入拡大，電化の推進に加え，ガス事業への本格的な参入，次期LNG電源・LNG基地の整備，水素・アンモニア・e-メタン※といった次世代エネルギーやCCUSの社会実装に向けた取り組みを進め，苫小牧・厚真地域を起点とした新たなエネルギーサプライチェーンを構築し，多様な脱炭素ソリューションを提供することで，2050年の北海道のカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

※　e-メタン：脱炭素製造された水素とCO_2を原料として製造するメタン

［ 北海道におけるカーボンニュートラルの実現イメージ ］

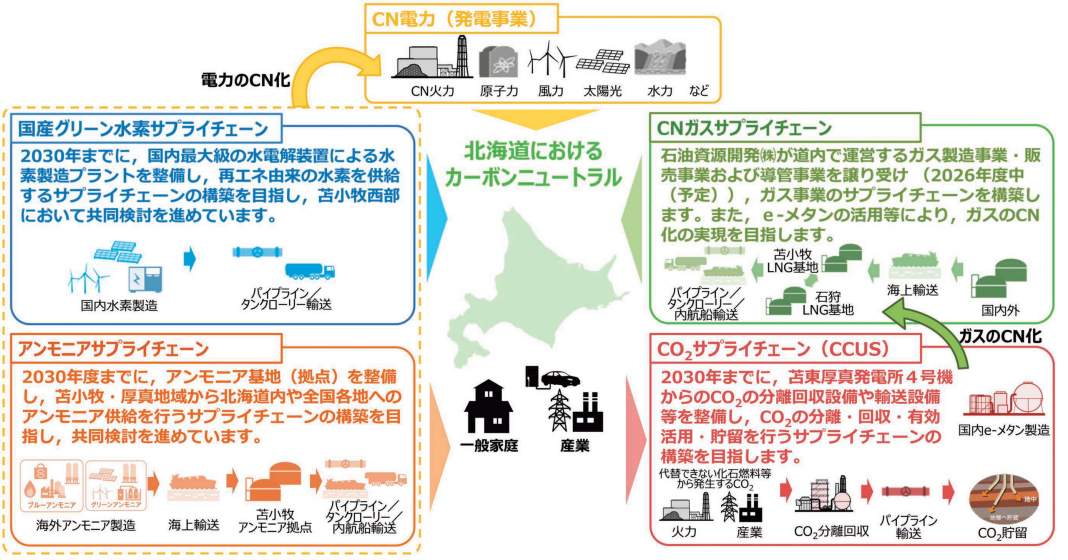

※　CN：カーボンニュートラル

【送配電事業における取り組み】

北海道電力ネットワーク㈱※では，北海道の豊富な再エネポテンシャルの最大限の活用に向け，新たな技術・知見をもとに北海道の電力系統における安定供給の確保と再エネの導入拡大の両立に努めます。

再エネのさらなる導入拡大による脱炭素化，大規模・長時間停電を回避するためのレジリエンス強化を図るとともに，大規模需要の進出などに適切に対応するため，中長期を見据えた次世代型電力ネットワークの構築に向けた取り組みを進めていきます。

自然災害が激甚化する中においても，大規模災害を想定した訓練の実施や停電予防などの取り組みを通じて，ほくでんグループ一体となって電力インフラのレジリエンス強化を含めた安定供給に努めています。

※　送配電事業は，2020年4月以降，中立性を高める観点から100％子会社である北海道電力ネットワーク㈱が実施

再エネの有効活用に向けた取り組み

▶2026年２月末の北海道内の再エネ導入量は596万kWであり，北海道エリアの最大電力（507万kW）を上回っています。

▶このようななか，再エネの有効活用に向け，㈱三菱総合研究所と共同で，系統用蓄電池の充電制御を活用した系統混雑緩和技術の開発に関する実証事業を行っています。

［ 系統用蓄電池を活用した系統混雑緩和のイメージ ］

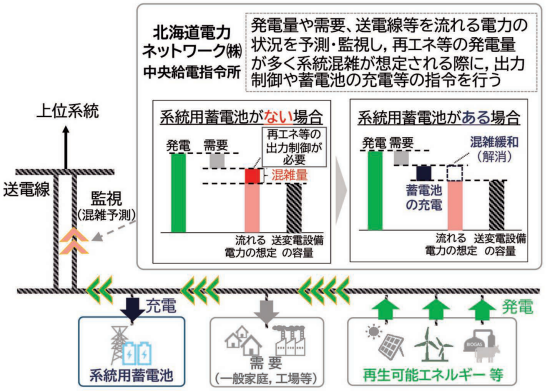

新たな連系線の整備・増強

▶現在の新北海道本州間連系設備と同一ルートにおいて，2028年３月の運用開始を目指し，30万kWの連系線増強工事を進めています。運用開始後にはさらなる再エネの導入拡大，レジリエンス強化，広域的な電力取引の活性化が見込まれます。

▶また，北海道・本州間連系設備（日本海ルート）の整備に向けて，他事業者と共同で実施案の検討を進めています。

［ 北海道と本州を結ぶ連系設備のルート ］

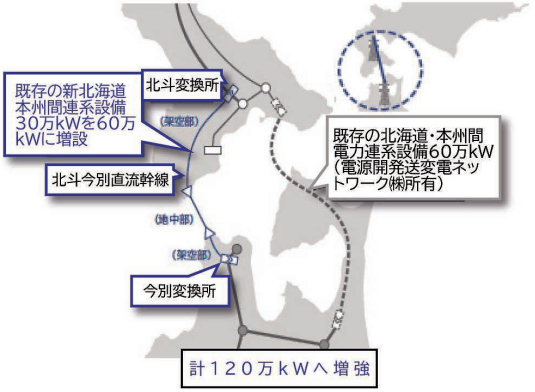

新たな価値創造に向けた挑戦

【お客さまの幅広いニーズに応えるソリューション・サービスの提供】

ESP（エネルギーサービスプロバイダ）事業によるエネルギー利用の最適化や再エネの活用など，お客さまの幅広いニーズに応えるソリューションを提供しています。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準を満たす住宅に，高効率ヒートポンプシステムを導入した「スマートエネルギー住宅」の普及促進などを通じ，お客さまの省エネやCO_2排出量の削減に貢献していきます。

［ エネルギーサービスの提供イメージ ］

【快適・あんしんな暮らしにつながる多様なサービスの提供】

当社が提供するウェブサービス「ほくでんエネモール」を起点とした，お客さまや地域とのコミュニケーションを通じて，お困りごとや社会課題の解決などにつながるサービスラインアップの拡充を進めています。

そのサービスとして，光回線インターネットサービス「ほくでん光」や住まい修理サポート，ヘルスケア関連サービスの提供，ECサイト「きらめくストア」の運営などを行っています。

［ ほくでんエネモール ］

ご契約・ご利用情報や，北海道での暮らしを楽しくする情報を発信するウェブサービスです。左記の各種サービスの詳細につきましても，下記のQRコードよりご覧いただけます。

ほくでん エネモール
Ene-Mall

【事業共創の取り組み】

北海道の持続的な発展に貢献するため，北海道が有する強み・ポテンシャルや地域社会が抱える課題を把握するとともに，そこから事業機会を見出し，農林水産業，観光・食，福祉などのさまざまな分野において共創の取り組みを進めることで新たな価値を創出していきます。

［ 水力発電施設を活用した酒類の熟成 ］

上川大雪酒造㈱などと共同で，京極発電所内にあるトンネルを活用し，付加価値の高い熟成酒を造る事業を行っています。

持続的な成長に向けた経営基盤の強化

【カイゼン・DXの推進による事業変革】

ほくでんグループは，カイゼンやDXの推進を通じて，従来の枠組みにとらわれず業務や価値観を変革し，生産性や付加価値の向上，持続的な成長を目指していきます。

［ カイゼンによる費用低減効果 ］

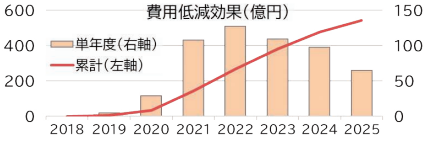

※ 当社及び北海道電力ネットワーク㈱における取り組み効果の合算値

※ 中長期的に効果が見込まれるものや他の業務にリソースを活用するものを含む

【人的資本経営の推進】

ほくでんグループの持続的な成長を支える原動力は「人」であるとの認識のもと，従業員一人ひとりが働きがいを感じ，一層成長し活躍できるよう，「ほくでんグループ人材戦略」に基づき，人材育成や環境整備を進めていきます。

事業変革や持続的な成長には，多様な視点や価値観が重要であるとの認識のもと，性別などにとらわれず多様な人材が，能力を十分に発揮するための取り組みを進めています。女性の活躍推進に向けては，女性管理職・管理職候補者のキャリア形成意識の醸成を目的とした社内セミナーや他社・他業種との懇談会などを実施しています。

また，従業員が活き活きと働ける環境をつくることを経営の柱として推進する「健康経営」に取り組んでいます。

［ ほくでんグループ人材戦略のアウトライン ］

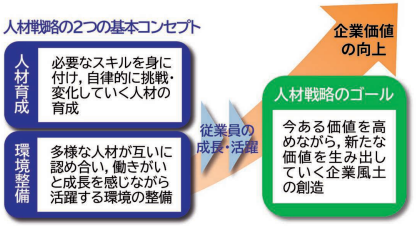

［ 健康経営優良法人（ホワイト500）］

当社は，経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人(ホワイト500)」に７年連続で認定されています。

【地域・社会に関する取り組み】

ほくでんグループは，経営環境が絶えず変化する中においても地域のみなさまとともに発展していけるよう，地域社会に根差した取り組みを通じて，地域との結びつきを強めています。

北海道で生まれ育った若き“どさんこアスリート”の挑戦を応援するどさんこアスリートRISEプロジェクトや植樹活動，SDGs教育支援などに取り組んでいます。

［ 林業専修学校との植樹活動 ］

「道立北の森づくり専門学院」と共同で植樹活動を行ってきました。2026年からは植樹後の「育樹」を実施します。

【コンプライアンス・リスク管理の徹底】

透明・公正な事業活動を確実に継続していくため，コンプライアンスを徹底する組織風土を醸成するとともに，内外の環境変化を踏まえて，事業に関わるリスクを的確に認識し，リスク管理の徹底に努めていきます。

2025年7月，当社及び北海道電力ネットワーク㈱は，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案に関し，経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けました。当社及び北海道電力ネットワーク㈱では，本事案を重く受け止めており，同様の事案を二度と起こさないという強い決意のもと，再発防止に取り組んでいます。引き続き，再発させないという意識を強く持ち，取り組みを進めていきます。

株主のみなさまにおかれましては，引き続き，ご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

［ 社長と従業員との双方向コミュニケーション ］

齋藤社長が当社の全事業所の従業員と対話活動を行うことで，コンプライアンス遵守意識の向上を図っています。

2026年度の取り組みをまとめた「2026年度ほくでんグループ経営計画の概要」を，当社ウェブサイトに掲載しています。

3. 設備投資の状況

(1) 設備投資総額

区　　分	金額(百万円)
北　海　道　電　力	151,084
北海道電力ネットワーク	82,202
そ　　の　　他	12,632
事業間の内部取引消去	△4,257
合　　計	241,662

(2) 運転を開始した主な設備

変電設備

名　　称	電圧(kV)	出力(kVA)	会社名
恵　庭　変　電　所（増　設）	187	200,000	北海道電力ネットワーク株式会社
北　芽　室　変　電　所（容量変更）	187	150,000	北海道電力ネットワーク株式会社

(注) 北芽室変電所の容量変更は，出力60,000kVAの変圧器を撤去し，150,000kVAの変圧器を設置するものです。

(3) 建設中の主な設備

発電設備

名　　称	出力(kW)	会社名
（水力） 京極発電所３号機（新　設）	200,000	北海道電力株式会社

送電設備

名　　称	電圧(kV)	亘長(km)	会社名
（新北海道本州間連系設備） 北斗今別直流幹線（増　設）	250	122	北海道電力ネットワーク株式会社
南　千　歳　地　中　線（新　設）	187	14.4	北海道電力ネットワーク株式会社
北　長　万　部　開　閉　所（新　設）	187	－	北海道電力ネットワーク株式会社
西　八　雲　開　閉　所（新　設）	187	－	北海道電力ネットワーク株式会社

変電設備

（変換所）

名　　称	出力(kW)	会社名
（新北海道本州間連系設備） 北　斗　変　換　所　（増　設）	300,000	北海道電力ネットワーク株式会社
（新北海道本州間連系設備） 今　別　変　換　所　（増　設）	300,000	北海道電力ネットワーク株式会社

（変電所）

名　　称	電圧(kV)	出力(kVA)	会社名
南　千　歳　変　電　所　（新　設）	187	900,000	北海道電力ネットワーク株式会社
西　札　幌　変　電　所　（増　設）	187	200,000	北海道電力ネットワーク株式会社
西　小　樽　変　電　所　（容量変更）	187	150,000	北海道電力ネットワーク株式会社
宇　円　別　変　電　所　（容量変更）	187	100,000	北海道電力ネットワーク株式会社

（注）1．西小樽変電所の容量変更は，出力100,000kVAの変圧器を撤去し，150,000kVAの変圧器を設置するものです。
2．宇円別変電所の容量変更は，出力75,000kVAの変圧器を撤去し，100,000kVAの変圧器を設置するものです。

（4）建設準備中の主な設備

発電設備

名　　称	出力(kW)	会社名
（ＬＮＧ） 石狩湾新港発電所2,3号機　（新　設）	580,000×2	北海道電力株式会社

4．資金調達の状況

（1）社　　債

発　行　額　　1,958億30百万円
償　還　額　　1,000億円

（2）借　入　金

借　入　額　　1,910億円
返　済　額　　1,515億62百万円

（3）コマーシャル・ペーパー

発　行　額　　―
償　還　額　　―

（注）社債の発行額には，2026年3月2日に発行したユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（総額400億円）を含んでいます。

5. 重要な子会社等の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権の所有割合（%）	主要な事業内容
【連結子会社】 北海道電力ネットワーク株式会社	10,000	100.00	一般送配電事業，離島における発電事業
株式会社北海電工	1,730	55.80	電気・電気通信工事
北電興業株式会社	95	100.00	不動産の総合管理，土木・建築工事
北海道パワーエンジニアリング株式会社	1,660	100.00	電力の販売，発電所の定期点検・保守・補修工事
苫東コールセンター株式会社	5,000	59.30	海外炭の受入れ・保管・払出し
ほくでんエコエナジー株式会社	1,860	100.00	電力の販売
ほくでんサービス株式会社	50	100.00	料金請求，省エネの提案
北海道総合通信網株式会社	5,900	100.00	電気通信事業
ほくでん情報テクノロジー株式会社	200	100.00	情報処理システムの企画・設計，ソフトウェア開発
森バイナリーパワー合同会社	100	60.00	電力の販売
合同会社ゆうにじ	0	100.00	電力の販売
【持分法適用関連会社】 石狩LNG桟橋株式会社	240	50.00	LNG燃料の受入設備の賃貸
道南水力発電合同会社	10	50.00	電力の販売
合同会社HARE晴れ	0	50.00	電力の販売
北海道再エネアグリゲーション株式会社	100	50.00	電力の販売
石狩湾新港洋上風力合同会社	1	50.00	再エネに関する投資業

(注) 1．当社は，2025年9月10日，石狩湾新港洋上風力合同会社を新たに設立しました。
2．当社は，2025年11月21日，合同会社ゆうにじを新たに設立しました。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年7月，当社及び北海道電力ネットワーク株式会社は，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案に関し，経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けました。当社及び北海道電力ネットワーク株式会社では，本事案を重く受け止めており，同様の事案を二度と起こさないという強い決意のもと，再発防止に取り組んでいます。引き続き，再発させないという意識を強く持ち，取り組みを進めていきます。

Ⅱ　会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職の状況
藤　井　　裕	代表取締役会長		北海道経済連合会会長
齋　藤　　晋	代表取締役 社長執行役員	原子力推進本部長	
上　野　昌　裕	代表取締役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，内部監査室・経営企画室・総合研究所担当	
小　林　剛　史	代表取締役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，秘書室・経理部・調達部担当，コンプライアンス担当	
勝　海　和　彦	取締役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長	
土　田　　拓	取締役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，人事労務部・広報部・総務･環境部担当	
新　沼　彰　人	取締役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，バリューマーケティング部・首都圏販売部・ガス･メタネーション推進部担当	
吉　川　　武	取締役		弁護士
大　野　　浩	取締役 監査等委員 (常　勤)		
戸　巻　雄　一	取締役 監査等委員 (常　勤)		
成　田　教　子	取締役 監査等委員		弁護士
竹　内　　巖	取締役 監査等委員		交洋不動産株式会社取締役会長，株式会社カナモト監査役（社外）
鵜　飼　光　子	取締役 監査等委員		
五十嵐　敏　文	取締役 監査等委員		

(注) 1．重要な会議への出席，業務執行部門からの職務執行状況の聴取，事業所への往査，内部監査部門との連携などを日常的に行うことにより，監査の実効性を高めていくため，常勤の監査等委員を選定しています。
2．取締役のうち，吉川　武，成田教子，竹内　巖，鵜飼光子，五十嵐敏文は社外取締役です。

3．社外取締役　吉川　武，成田教子，竹内　巖，鵜飼光子，五十嵐敏文につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ています。
4．2025年6月26日，新沼彰人は取締役 常務執行役員に，五十嵐敏文は取締役監査等委員に，それぞれ新たに就任しました。
5．2025年6月26日，原田憲朗は取締役を任期満了により退任し，長谷川　淳は取締役監査等委員を辞任しました。
6．2025年7月1日，取締役 常務執行役員　新沼彰人の担当が，「原子力推進本部副本部長，総合エネルギー事業部・販売推進部・首都圏販売部」から「原子力推進本部副本部長，バリューマーケティング部・首都圏販売部」へと変更になりました。
7．2026年1月1日，取締役 常務執行役員　新沼彰人の担当が，「原子力推進本部副本部長，バリューマーケティング部・首都圏販売部」から「原子力推進本部副本部長，バリューマーケティング部・首都圏販売部・ガス·メタネーション推進部」へと変更になりました。
8．取締役監査等委員　成田教子は，弁護士の資格を有しており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
9．取締役監査等委員　竹内　巖は，銀行業務の経験を重ねてきており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
10．取締役監査等委員　竹内　巖の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
・交洋不動産株式会社と当社との間には不動産賃貸借などの取引がありますが，その年間取引額は，当社の連結売上高の0.1％未満，同社の売上高の2％未満です。
・株式会社カナモトと当社の間には，記載すべき関係はありません。
11．取締役を兼務しない役付執行役員は，次のとおりです。

氏　　名	地　　位	担　　当
鈴　木　博　之	常務執行役員	需給運用部・事業共創推進室・再生可能エネルギー開発推進部担当
髙　田　　聡	常務執行役員	地域産業経済担当
牧　野　武　史	常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長
木　元　伸　一	常務執行役員	原子力監査室・カイゼン推進室・次世代エネルギー部・情報通信部・石狩湾新港火力発電所建設所担当
松　村　瑞　哉	常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所・上川発電所リプレース工事建設所担当
髙　橋　　章	常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐

2. 取締役の報酬等

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については，独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ，独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

決定方針の内容は，下記のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下，「取締役」という。）の報酬は，各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに，業績と企業価値との連動を図り，持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として，また，社外取締役の報酬は，会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から，以下の方針により決定します。

1. 構成について
・取締役の報酬は，基本報酬，賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
・社外取締役については，会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から，基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について
・基本報酬については，月例の固定報酬とし，株主総会決議の報酬限度額の範囲内で，取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては，各取締役の職責及び成果，中長期的な業績見通し，各事業年度の業績，電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後，代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け，人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について
（1）賞与（短期業績連動報酬）について
・賞与（短期業績連動報酬）については，支給の都度株主総会で総額を決議したうえで，取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては，特定の指標に拠らず，各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また，支給する場合は，株主総会決議を得た後，代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が，取締役会決議による一任を受け，人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

（2）株式報酬（中長期業績連動報酬）について
・株式報酬（中長期業績連動報酬）については，株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て，取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき，支給株式数等を決定します。この支給株式数は，在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を，退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは，配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントとします。業績に連動するポイントは，連結経常利益を指標とし，「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として，その達成度に応じて確定します。なお，目標に達しない場合は，当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額，賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について
・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は，目標達成時においてそれぞれ9割程度，1割程度とし，賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合，その報酬全体に占める割合は，職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

なお，「ほくでんグループ経営ビジョン2035」の策定に伴い，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ，独立社外取締役も出席する2025年4月30日開催の取締役会において，下記のとおり改定することを決議しました。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下，「取締役」という。）の報酬は，各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに，業績と企業価値との連動を図り，持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として，また，社外取締役の報酬は，会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から，以下の方針により決定します。

1. 構成について
・取締役の報酬は，基本報酬，賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
・社外取締役については，会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から，基本報酬のみとします。
2. 基本報酬について
・基本報酬については，月例の固定報酬とし，株主総会決議の報酬限度額の範囲内で，取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては，各取締役の職責及び成果，中長期的な業績見通し，各事業年度の業績，電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後，代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け，人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。
3. 業績連動報酬について
(1) 賞与（短期業績連動報酬）について
・賞与（短期業績連動報酬）については，支給の都度株主総会で総額を決議したうえで，取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては，特定の指標に拠らず，各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また，支給する場合は，株主総会決議を得た後，代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が，取締役会決議による一任を受け，人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。
(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について
・株式報酬（中長期業績連動報酬）については，株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て，取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき，支給株式数等を決定します。この支給株式数は，在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を，退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは，「ほくでんグループ経営ビジョン2035」の経営目標である連結経常利益及び株主資本配当率（DOE）を指標とし，その達成度に応じて確定します。なお，連結経常利益が目標値に達しない場合及び配当を行わない場合は，当該事業年度のポイントは付与しません。
4. 基本報酬の額，賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について
・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は，目標達成時においてそれぞれ9割程度，1割程度とし，賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合，その報酬全体に占める割合は，職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し，取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから，決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては，2025年6月26日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長　藤井　裕及び代表取締役社長執行役員　齋藤　晋が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は，当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は，当該権限が適切に行使されるよう，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については，独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ，独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

監査等委員である取締役の個人別の報酬は，賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については，株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 取締役等の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与(短期業績連動報酬)		株式報酬(中長期業績連動報酬)	
		支給員数(名)	支給額(百万円)	支給員数(名)	支給額(百万円)	支給員数(名)	支給額(百万円)
取締役(監査等委員である取締役を除く)	324	9	283	−	−	7	41
監査等委員である取締役	98	7	98	−	−	−	−
合計(うち社外取締役)	423(43)	16(6)	381(43)	−(−)	−(−)	7(−)	41(−)

(注) 1．上記には，2025年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び辞任した監査等委員である取締役1名を含んでいます。
2．当年度に係る賞与につきましては，支給しないこととしました。
3．2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）月額34百万円以内（うち社外取締役 月額4百万円以内）
監査等委員である取締役 月額10百万円以内
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役1名），監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）です。
4．株式報酬（中長期業績連動報酬）は，2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において月額報酬とは別枠として，取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は86,000ポイントを上限とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めるため，「ほくでんグループ経営ビジョン2035」の経営目標である連結経常利益及び株主資本配当率（DOE）の達成状況を業績指標としています。また，報酬額は，当該事業年度の費用計上額を記載しています。
業績指標とした各項目の当期における実績は以下のとおりです。
・連結経常利益：613億円
・株主資本配当率（DOE）：1.8%

監査等委員会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，2025年４月１日から2026年３月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求め，意見を表明するとともに，下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し，監査の方針，計画，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門等と連携の上，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを調査するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書，計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

なお，事業報告記載の経済産業省電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づき業務改善勧告を受けた事案に関して，再発防止等の取組みが進められていることを確認しており，今後も取組みの実施状況等を継続的に監視，検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

加えて，泊発電所の安全対策の取組みについて，新規制基準への対応も含め，引き続き確認してまいります。

2026年５月19日

北海道電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　大　野　　浩 ㊞
監査等委員（常勤）　戸　巻　雄　一 ㊞
監査等委員　成　田　教　子 ㊞
監査等委員　竹　内　　巌 ㊞
監査等委員　鵜　飼　光　子 ㊞
監査等委員　五十嵐　敏　文 ㊞

(注) 監査等委員　成田教子，竹内　巌，鵜飼光子及び五十嵐敏文は，会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案から第３号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては，「DOE2％を目安とした安定配当」を基本方針とし，泊発電所3号機の再稼働までは，DOE2％を目指しつつ，財務基盤の回復を念頭に置きながら総合的に判断していくこととしております。

これを踏まえ，当年度の普通株式の配当金につきましては，昨年11月に中間配当金として１株につき15円をお支払いいたしておりますが，期末配当金につきましては１株につき17円，年間32円とさせていただきたいと存じます。

また，Ｂ種優先株式の配当金につきましては，定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

1．配当財産の種類

金銭

2．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき	金17円
総額	3,497,608,883円
当社Ｂ種優先株式１株につき	金1,500,000円
総額	705,000,000円
合計総額	4,202,608,883円

3．剰余金の配当が効力を生じる日

2026年６月26日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下，本議案において「取締役」といいます。）全員が任期満了となりますので，取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において，適切な助言を得ております。

取締役候補者は，次のとおりであります。

なお，本議案につきましては，監査等委員会から，特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

また，各候補者と当社の間には，特別の利害関係はありません。

（注）1. 当社は，会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を，藤井　裕氏，齋藤　晋氏，上野昌裕氏，小林剛史氏，土田　拓氏，新沼彰人氏，吉川　武氏との間で締結しており，同項第1号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし，各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや，当社が各取締役に対して補償する同項第２号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認可決された場合には，各氏との当該契約を継続する予定であります。

2. 当社は，会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており，填補対象とされる損害の範囲は，株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし，法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど，一定の免責事由があります。また，当該保険には免責額の定めを設けており，当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の保険料は当社が全額負担しており，各候補者の選任が承認可決された場合は，当該保険契約の被保険者となります。なお，当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号	氏　名		取締役会出席回数	性別
1	藤井　裕（ふじい　ゆたか） 代表取締役会長	再任	15／15 (100%)	男性
2	齋藤　晋（さいとう　すすむ） 代表取締役　社長執行役員	再任	15／15 (100%)	男性
3	上野昌裕（うえの　まさひろ） 代表取締役　副社長執行役員	再任	15／15 (100%)	男性
4	小林剛史（こばやし　つよし） 代表取締役　副社長執行役員	再任	15／15 (100%)	男性
5	土田　拓（つちだ　ひろし） 取締役　常務執行役員	再任	14／15 (93%)	男性
6	新沼彰人（にいぬま　あきと） 取締役　常務執行役員	再任	11／11 (100%)	男性
7	吉川　武（よしかわ　たけし） 取締役 ※社外取締役としての在任年数　２年	再任 社外 独立	15／15 (100%)	男性

（注）1. 各候補者の氏名の下段には，本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。

2. 新沼彰人氏の取締役会出席回数は，2025年６月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号 1

藤井　裕（ふじい　ゆたか）　（1956年４月19日生）

再任

所有する当社普通株式の数
48,500株

取締役会出席回数
15／15
（100％）

略歴，地位及び担当

1981年 ４月　当社入社
2015年 ６月　当社取締役 常務執行役員 流通本部長
2016年 ６月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
2018年 ４月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
2019年 ６月　当社代表取締役社長 社長執行役員
2022年 ６月　当社代表取締役 社長執行役員
2023年 ６月　当社代表取締役会長（現在にいたる）

重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長（2023年６月就任）

候補者とした理由

藤井　裕氏は，2019年より社長として当社の経営にあたり，2023年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し，経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

候補者番号 2

齋藤　晋（さいとう　すすむ）　（1961年１月23日生）

再任

所有する当社普通株式の数
13,700株

取締役会出席回数
15／15
（100％）

略歴，地位及び担当

1983年 ４月　当社入社
2021年 ６月　当社取締役 常務執行役員 火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当
2023年 ６月　当社代表取締役 社長執行役員 原子力推進本部長（現在にいたる）

候補者とした理由

齋藤　晋氏は，2023年より社長に就任し，変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し，経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

候補者番号 3

上野 昌裕（うえの まさひろ）（1960年12月13日生）

再任

所有する当社普通株式の数
21,100株

取締役会出席回数
15／15
（100%）

略歴，地位及び担当

1983年 4 月　当社入社
2014年 6 月　当社工務部長
2015年 7 月　当社執行役員 工務部長
2016年 6 月　当社執行役員 企画部長
2017年 7 月　当社上席執行役員 企画部長
2018年 4 月　当社上席執行役員 経営企画室長
2018年 7 月　当社執行役員 経営企画室長
2019年 6 月　当社取締役 常務執行役員
2023年 6 月　当社代表取締役 副社長執行役員
2025年 6 月　当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理，内部監査室・経営企画室・総合研究所担当（現在にいたる）

候補者とした理由

上野昌裕氏は，主に工務部門，企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役に選任され，経営企画室等の担当を務め，2023年には副社長執行役員に就任するなど，豊富な業務経験と実績があり，電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

候補者番号 4

小林 剛史（こばやし つよし）（1961年９月19日生）

再任

所有する当社普通株式の数
16,600株

取締役会出席回数
15／15
（100%）

略歴，地位及び担当

1984年 4 月　当社入社
2015年 6 月　当社企画部部長
2017年 6 月　当社経理部長
2017年 7 月　当社執行役員 経理部長
2019年 7 月　当社常務執行役員 経理部長
2020年 6 月　当社取締役 常務執行役員
2024年 6 月　当社代表取締役 副社長執行役員
2025年 6 月　当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理，秘書室・経理部・調達部担当，コンプライアンス担当（現在にいたる）

候補者とした理由

小林剛史氏は，主に企画部門，経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され，経理部等の担当を務め，2024年には副社長執行役員に就任するなど，豊富な業務経験と実績があり，電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

候補者番号 5

土田（つちだ） 拓（ひろし） （1962年３月31日生）

再任

所有する当社普通株式の数
6,800株

取締役会出席回数
14／15
(93%)

略歴，地位及び担当

1985年 ４月　当社入社
2016年 ６月　当社総務部企業行動室長
2019年 ６月　当社送配電カンパニー帯広支店長
2020年 ４月　北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店長
2020年 ７月　同執行役員 帯広支店長（2021年６月退任）
2021年 ６月　当社執行役員 秘書室長
2024年 ６月　当社取締役 常務執行役員
2025年 ６月　当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長，人事労務部・広報部・総務･環境部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

土田　拓氏は，主に総務部門での業務経験を有しています。2024年に取締役に選任され，総務・環境部等を担当するなど，豊富な業務経験と実績があり，電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

候補者番号 6

新沼（にいぬま） 彰人（あきと） （1961年11月16日生）

再任

所有する当社普通株式の数
5,200株

取締役会出席回数
11／11
(100%)

略歴，地位及び担当

1985年 ４月　当社入社
2018年 ４月　当社道東支社長
2019年 ７月　当社執行役員 道東支社長
2021年 ６月　当社執行役員 販売推進部長
2024年 ６月　当社常務執行役員
2025年 ６月　当社取締役 常務執行役員
2026年 １月　当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長，バリューマーケティング部・首都圏販売部・ガス･メタネーション推進部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

新沼彰人氏は，主に販売部門での業務経験を有しています。2025年に取締役に選任され，総合エネルギー事業部等を担当するなど，豊富な業務経験と実績があり，電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

（注）新沼彰人氏の取締役会出席回数は，2025年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号 7

吉川 武（よしかわ たけし）（1956年11月18日生）

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

所有する当社普通株式の数
2,311株

取締役会出席回数
15／15
（100%）

略歴，地位及び担当

1987年 4 月　弁護士登録・札幌弁護士会入会
1989年 4 月　釧路弁護士会に登録換え
1991年 4 月　札幌弁護士会に登録換え（現在にいたる）
2007年 6 月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 社外監査役（2008年６月退任）
2012年 4 月　札幌市固定資産評価審査委員会委員
2015年 5 月　同 委員長（2018年３月退任）
2024年 6 月　当社取締役（現在にいたる）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川　武氏は，2024年より社外取締役を務めており，弁護士としての豊富な経験・識見を背景として，法務，コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から，取締役会等において，当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また，人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として，取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ，独立かつ客観的な立場から，取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し，再任をお願いするものです。

同氏は，会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

（注）1. 吉川　武氏は，現在，当社の社外取締役であり，社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年となります。
2. 吉川　武氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
3. 当社は，吉川　武氏との間で，会社法第427条第１項の規定により，会社法第423条第１項の責任について，法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合，当社は同氏と当該契約を継続する予定です。
4. 吉川　武氏は，事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の事案（2025年７月，当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けた，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案）については，事前に認識していませんでしたが，日頃から取締役会などにおいて，業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事案の判明後，取締役会などにおいて，調査の経過や原因分析，再発防止策の内容や進捗状況などについて報告を受け，必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役（以下，本議案において「監査等委員」といいます。）全員が任期満了となりますので，監査等委員５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員候補者を決定するにあたり，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において，適切な助言を得ております。

なお，本議案の提出につきましては，監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は，次のとおりであります。

（注）1. 当社は，会社法第427条第１項の規定により，会社法第423条第１項の責任について，法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を，戸巻雄一氏，成田教子氏，竹内　巌氏，鵜飼光子氏，五十嵐敏文氏との間で締結しています。各候補者の再任が承認可決された場合には，各氏との当該契約を継続する予定であります。

2. 当社は，会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を，戸巻雄一氏，成田教子氏，竹内　巌氏，鵜飼光子氏，五十嵐敏文氏との間で締結しており，同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし，各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや，当社が各取締役に対して補償する同項第２号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。各候補者の再任が承認可決された場合には，各氏との当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は，会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており，填補対象とされる損害の範囲は，株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし，法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど，一定の免責事由があります。また，当該保険には免責額の定めを設けており，当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。当該保険の保険料は当社が全額負担しており，各候補者の選任が承認可決された場合は，当該保険契約の被保険者となります。なお，当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号	氏　名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	性別
1	戸巻　雄一（とまき　ゆういち） 再任 取締役監査等委員（常勤）	15／15 (100%)	13／13 (100%)	男性
2	成田　教子（なりた　のりこ） 再任　社外　独立 取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数　10年	15／15 (100%)	13／13 (100%)	女性
3	竹内　巌（たけうち　いわお） 再任　社外　独立 取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数　5年	15／15 (100%)	13／13 (100%)	男性
4	鵜飼　光子（うかい　みつこ） 再任　社外　独立 取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数　8年	15／15 (100%)	13／13 (100%)	女性
5	五十嵐　敏文（いがらし　としふみ） 再任　社外　独立 取締役監査等委員 ※社外役員としての通算在任年数　1年	11／11 (100%)	10／10 (100%)	男性

（注）1. 各候補者の氏名の下段には，本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。

2. 五十嵐敏文氏の出席回数は，2025年６月26日の取締役就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

候補者番号 1

戸巻雄一（とまきゆういち）

（1963年１月18日生）

再任

所有する当社
普通株式の数
8,530株

取締役会出席回数
15／15
(100%)

監査等委員会出席回数
13／13
(100%)

略歴，地位及び担当

1987年 ４月　当社入社
2017年 ４月　当社流通企画部長
2018年 ４月　当社送配電カンパニー流通企画部長
2019年 ７月　当社執行役員 送配電カンパニー流通企画部長（2020年３月退任）
2020年 ４月　北海道電力ネットワーク株式会社 執行役員 企画部長（2022年６月退任）
2022年 ６月　当社執行役員 原子力監査室長
2024年 ６月　当社取締役監査等委員（常勤）（現在にいたる）

候補者とした理由

戸巻雄一氏は，2024年に取締役監査等委員（常勤）に就任し，取締役の職務執行を監督しています。電気事業全般に精通しており，豊富な業務経験のほか，取締役監査等委員（常勤）としての実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

（注）戸巻雄一氏と当社の間には，特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

成田（なりた） 教子（のりこ）

（1951年４月11日生）

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

所有する当社普通株式の数
0株

取締役会出席回数
15／15
（100％）

監査等委員会出席回数
13／13
（100％）

略歴，地位及び担当

1979年 ４ 月　弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）
2014年12月　北海道労働委員会会長（2016年11月退任）
2016年 ６ 月　当社監査役
2022年 ６ 月　当社取締役監査等委員（現在にいたる）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由及び期待される役割の概要

成田教子氏は，2016年より社外監査役，2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。弁護士として豊富な経験と幅広い識見，また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており，取締役会や監査等委員会において，コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ，独立かつ客観的な立場から，取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し，再任をお願いするものです。

同氏は，会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

（注）1. 成田教子氏と当社の間には，特別の利害関係はありません。
2. 成田教子氏は，現在，当社の監査等委員である社外取締役であり，その就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年となります。社外監査役も含めた通算の年数は10年となります。
3. 成田教子氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
4. 成田教子氏は，事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の事案（2025年７月，当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けた，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案）については，事前に認識していませんでしたが，日頃から取締役会などにおいて，業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事案の判明後，取締役会などにおいて，調査の経過や原因分析，再発防止策の内容や進捗状況などについて報告を受け，必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

候補者番号 3

竹内（たけうち） 巖（いわお）　(1958年４月５日生)

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

所有する当社普通株式の数
4,200株

取締役会出席回数
15／15
(100%)

監査等委員会出席回数
13／13
(100%)

略歴，地位及び担当

1981年 ４月　株式会社北洋相互銀行（現 株式会社北洋銀行）入行
2012年 ６月　同 執行役員 釧路中央支店長
2013年11月　同 執行役員 融資第一部審議役
2014年 ６月　同 常務執行役員
2016年 ６月　同 常務取締役
2019年 ６月　同 取締役副頭取
2021年 ６月　当社監査役
2022年 ６月　株式会社北洋銀行 常勤監査役（2024年６月退任）
2022年 ６月　当社取締役監査等委員（現在にいたる）
2023年 １月　株式会社カナモト 監査役（社外）（現在にいたる）
2024年 ６月　交洋不動産株式会社 取締役会長（現在にいたる）

重要な兼職の状況

交洋不動産株式会社取締役会長
株式会社カナモト監査役（社外）

候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内　巖氏は，2021年より社外監査役，2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。株式会社北洋銀行の副頭取や常勤監査役を経験し，現在は交洋不動産株式会社の会長を務めるなど，豊富な経営経験と幅広い識見を有しているほか，財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており，取締役会や監査等委員会において，コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ，独立かつ客観的な立場から，取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し，再任をお願いするものです。

同氏は，会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

（注）1. 竹内　巖氏は，交洋不動産株式会社の取締役会長であり，当社は同社との間に不動産賃貸借等の取引がありますが，その年間取引額は，当社の連結売上高の0.1％未満，同社の売上高の２％未満となっております。
2. 株式会社カナモトと当社の間には，記載すべき関係はありません。
3. 竹内　巖氏は，現在，当社の監査等委員である社外取締役であり，その就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年となります。社外監査役も含めた通算の年数は５年となります。
4. 竹内　巖氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
5. 竹内　巖氏は，事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の事案（2025年７月，当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けた，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案）については，事前に認識していませんでしたが，日頃から取締役会などにおいて，業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事案の判明後，取締役会などにおいて，調査の経過や原因分析，再発防止策の内容や進捗状況などについて報告を受け，必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

候補者番号 4

鵜飼 光子（うかい みつこ）

（1952年４月20日生）

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

所有する当社普通株式の数
15,300株

取締役会出席回数
15／15
（100％）

監査等委員会出席回数
13／13
（100％）

略歴，地位及び担当

1983年 ４ 月　お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年３月退任）
1985年 ４ 月　群馬女子短期大学助教授（1991年３月退任）
1991年 ４ 月　武蔵丘短期大学助教授（2001年３月退任）
2001年 ４ 月　北海道教育大学大学院教育学研究科教授
2018年 ４ 月　同 名誉教授（現在にいたる）
2018年 ６ 月　当社取締役
2022年 ６ 月　当社取締役監査等委員（現在にいたる）

候補者とした理由及び期待される役割の概要

鵜飼光子氏は，2018年より社外取締役，2022年には監査等委員である社外取締役に就任しています。学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として，専門分野に留まらない幅広い見地から，取締役会や監査等委員会において，当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また，人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として，取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ，独立かつ客観的な立場から，取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し，再任をお願いするものです。

同氏は，会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

（注）1. 鵜飼光子氏と当社の間には，特別の利害関係はありません。
2. 鵜飼光子氏は，現在，当社の監査等委員である社外取締役であり，その就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年となります。社外取締役に就任してからの年数は８年となります。
3. 鵜飼光子氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
4. 鵜飼光子氏は，事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の事案（2025年７月，当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けた，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案）については，事前に認識していませんでしたが，日頃から取締役会などにおいて，業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事案の判明後，取締役会などにおいて，調査の経過や原因分析，再発防止策の内容や進捗状況などについて報告を受け，必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

候補者番号 5

五十嵐　敏　文（いがらし　としふみ）　(1958年８月８日生)

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

所有する当社普通株式の数
0株

取締役会出席回数
11／11
(100%)

監査等委員会出席回数
10／10
(100%)

略歴，地位及び担当

2001年 ４月　北海道大学大学院工学研究科助教授
2008年 ４月　同 教授
2010年 ４月　北海道大学大学院工学研究院教授
2016年 ４月　同 副研究院長（2019年３月退任）
2019年 ４月　北海道大学技術支援本部 副本部長（2022年３月退任）
2022年 ４月　旭川工業高等専門学校 校長（2025年３月退任）
2022年 ４月　北海道大学大学院工学研究院 名誉教授・客員教授（現在にいたる）
2025年 ６月　当社取締役監査等委員（現在にいたる）

候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十嵐敏文氏は，2025年に監査等委員である社外取締役に就任しています。学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており,取締役会や監査等委員会において，専門的な知識を背景として適切な意見等を表明いただいております。また，人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として，取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ，独立かつ客観的な立場から，取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し，再任をお願いするものです。

同氏は，会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

（注）1. 五十嵐敏文氏の出席回数は，2025年６月26日の取締役監査等委員就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。
2. 五十嵐敏文氏と当社の間には，特別の利害関係はありません。
3. 五十嵐敏文氏は，現在，当社の監査等委員である社外取締役であり，その就任してからの年数は本総会の終結の時をもって１年となります。
4. 五十嵐敏文氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
5. 五十嵐敏文氏は，事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の事案（2025年７月，当社及び北海道電力ネットワーク株式会社が経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けた，非公開情報を含む資料を当社従業員が所持・閲覧し，発電事業の業務において利用した事案）については，事前に認識していませんでしたが，日頃から取締役会などにおいて，業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事案の判明後，取締役会などにおいて，調査の経過や原因分析，再発防止策の内容や進捗状況などについて報告を受け，必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

＜ご参考＞株主総会終了後の取締役会のスキル・マトリックス

氏　名	性別	当社における地位	取締役に期待される知見・経験						
			企業経営・経営戦略	販売	事業開発	技術・研究開発	法務	財務会計	ESG
藤井　　裕	男性	代表取締役 会長	●	●	●				
齋藤　　晋	男性	代表取締役 社長執行役員	●	●	●				
上野　昌裕	男性	代表取締役 副社長執行役員	●			●		●	
小林　剛史	男性	代表取締役 副社長執行役員	●	●				●	
土田　　拓	男性	取締役 常務執行役員			●		●		●
新沼　彰人	男性	取締役 常務執行役員		●	●				●
吉川　　武	男性	取締役					●	●	●
戸巻　雄一	男性	取締役 監査等委員（常勤）	●			●			●
成田　教子	女性	取締役 監査等委員					●	●	●
竹内　　巖	男性	取締役 監査等委員	●		●			●	
鵜飼　光子	女性	取締役 監査等委員			●	●			●
五十嵐敏文	男性	取締役 監査等委員			●	●			●

※各人の有する専門性及び経験のうち主なものを最大３つまで記載しています。
　上記一覧表は，各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。
※「事業開発」の項目には，IT，デジタルトランスフォーメーションに関する専門性を含みます。
※「技術・研究開発」の項目には，「電力の安定供給」に資する専門知識のほか，カーボンニュートラルに関する専門性を含みます。

＜株主提案（第４号議案から第13号議案まで）＞

第４号議案から第13号議案までは，株主提案によるものであります。

なお，提案株主（41名）の議決権の数は，713個であります。

〔 提案を受けた各議案の内容及び提案理由は，原文のまま記載しています。 〕

第４号議案　定款一部変更の件（１）

▼議案の内容

第３章　株主総会　第14条を，以下の通り変更する

現行定款

第14条　株主総会の議長は，社長がこれに任ずる。

２　社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

変更案

第14条　株主総会の仮議長は，社長がこれに任じる。

２　社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

３　仮議長は出席している株主から，自薦あるいは他薦で議長候補者を募る。

４　候補者が複数の場合は，出席株主の投票で議長を選出する。

５　仮議長は議長選出により退任する。

▼提案理由

現況の議長は、質問数の制限、質問の挙手があるのに発言要求を無視して閉会するなど、株主の権利行使を阻害しています。評価を受ける側の取締役が議長を務めるのは首相が国会の議長を兼ねるようなもので、理に反しています。

株主総会は、株主主権を実現するための集まりですから、議長は株主が務めるのが当然です。

時間の制約は会場を変えることで対応できるでしょう。

株主総会を、株主の手に取り戻さねばなりません。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

株主総会の議長は，株主総会の秩序を維持し，議事を適法かつ円滑に進行する責務を担っています。また，株主総会は株主さまとの重要な対話の場であり，議長の議事進行の下，質疑応答の機会を合理的に確保しつつ，会社として適切に説明責任を果たすことが求められます。

当社としては，これらの責務を的確に果たすため，業務執行を統括する社長が株主総会の議長を務めることが最も相応しいと考えています。

これまでの株主総会においても，議長である社長の下で，十分な質疑応答の機会を確保し，適切な議事進行を行ってきました。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第５号議案　定款一部変更の件（２）

▼議案の内容

以下の章を新設する。
第９章　過酷事故を想定した責任ある原子力発電の運用凍結
第41条　賠償費用が確保されるまで凍結する。
第42条　実効性ある原子力防災・避難体制が整うまで凍結する。

▼提案理由

3.11以来原子力発電所の過酷事故は想定外と言えず、原子力規制委員会も「新規制基準に適合しても安全とは言えない」と明言した。本会社も「泊発電所の安全対策等に関する説明会」で「再稼働にご理解を」求めながら、過酷事故が起こらないとは保証しなかった。

泊発電所を稼働するなら、事故時の周辺住民・来道者の防災・避難対策及び事故後の賠償費用を含む現状回復費用（東電福島第一原発事故の場合、現時点で23.4兆円超）を用意しておくのは本会社の責任である。独自の原子力発電所災害引当金を設けて、最低でも賠償費用を確保するまでは泊発電所を稼働しない。

厳冬時の大規模地殻変動を伴う複合災害を視野に、要配慮者の安全な避難及び公衆の被曝防護対策を万全とした、実効性ある防災・避難対策が整うまでは泊発電所を稼働しない。尚、防災・避難対策の実効性審査については、原発に批判的な住民及び識者を半数程度含む第三者機関が必要である。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

原子力は，燃料供給の安定性，長期的な価格安定性を有するなど，電力の安定供給の確保に資するとともに，技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に大きく貢献する重要な基幹電源と考えています。

当社は，泊発電所の安全確保に万全を期すため，多重・多様な安全対策を講じるなど，不断の努力を重ね，「世界最高水準の安全性」を目指しています。

当社は，「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき，「原子力損害賠償実施方針」を定めるとともに，原子力損害賠償責任保険等に加入しています。加えて，「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」により，事故が発生した場合には，原子力損害賠償・廃炉等支援機構から事業者に資金を交付し，円滑な賠償を行える体制が整備されています。万一事故が発生した場合，当社はこれらの仕組みを活用しながら，迅速かつ適切に賠償を実施します。

また，北海道及び泊発電所から30km圏内の全13町村において，国の防災基本計画や原子力災害対策指針に基づき，避難計画を含む地域防災計画が策定されています。加えて，これらの計画を踏まえ，国の関係機関，北海道などで構成される泊地域原子力防災協議会において，緊急事態における対応体制などを含む「泊地域の緊急時対応」が取りまとめられ，内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されています。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（３）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章　泊発電所の安全審査関連資料・データの全面公開

第43条　本会社は泊発電所の安全審査に関わる調査資料・データをすべて公開する。

第44条　泊発電所の安全審査関連データを原子力規制委員会，研究者，識者を含む第三者と共に総て見直し，検証する。

第45条　関係資料の見直し作業の進捗状況を逐次（定期的に）報告する。

第46条　関連調査結果の見直しが完了するまでは原子炉を稼働しない。

▼提案理由

本年１月、中部電力が浜岡原発の安全審査データを改竄、捏造し、基準地震動を過小評価した事件が内部告発によって発覚した。審査結果が白紙撤回となるような悪質で重大な事件を、原子力規制委員会は見抜くことができなかった。これにより、規制どころか監視とチェックの機能が働いていないことが明白になった。

本会社泊発電所の調査会社３社のうち１社は浜岡原発と同じ阪神コンサルタンツであったこと、また、１社は北電の子会社「北電総合設計」であることが判明した。調査を委託する先として系列事業者を選ぶこと自体、妥当性、公平性を欠き、社会的信頼性を棄損している。

本会社は原子力発電事業者として自ら１次データを包み隠さず公開し、データの改竄、捏造を防ぐ努力を示すとともに、調査結果の見直し作業が原子力規制委員会、研究者、識者を含む第三者と共に総て完了するまで、原子炉を稼働することは厳に見合わせなければならない。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

当社は，基準地震動の設定にあたり，新規制基準の要求事項を踏まえ，原子力規制委員会の審査ガイドを参照し，品質保証上の確認を行ったうえで，技術的に妥当な地震動を設定しています。これらについては，原子力規制委員会による新規制基準の適合性審査において，設定内容の妥当性を審査いただいています。

また，中部電力株式会社の事案を受けて，改めて地震動評価に関する委託報告書などを調査しましたが，地震動を意図的に選定している事実はないことを確認しています。

なお，基準地震動を含む泊発電所の新規制基準適合性審査に関する資料については，機密情報などを除き，審査に必要なデータも含めて公開しています。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（４）

▼議案の内容

以下の章を新設する。
第11章　原子力発電所を含む各電源にかかる費用の明示
第47条　原子力発電所を含む各電源にかかる費用を明示する。

▼提案理由

再エネ賦課金は再エネ特措法により、電気料金の中に明示することが義務付けられている。その理由は、再エネ普及のために利用者がどれだけの賦課金を支払っているかを明確にするためであるが、同様の理由で原発その他の電源コストも利用者に明示すべきである。

電気料金のうち、「規制料金」が総括原価方式であるのは、電力会社が安定供給にかかる費用を確実に回収し、赤字による供給停止を防ぐためである。しかしその一方で、不当に高い料金を設定しないよう、実際にかかった費用の範囲内でのみ料金を設定することを義務付け、消費者保護を図っている。同じ理由で、各電源費用がどのくらいであるかを利用者に知らせるべきである。

取分け、本社においては、2012年５月以来、原発は１kwhも発電していないが、原発にかかった費用は天文学的額になっている。これを野放図に増やさないこと、その費用を電力利用者に知らせることは事業者としての義務である。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

当社は毎年作成する有価証券報告書において，火力，水力，原子力といった電源種別ごとの電気事業営業費用に加え，設備投資額などの情報を適切に開示しています。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（５）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章　原子力防災に関する対策と確認

第48条　北海道が策定した原子力防災避難計画の妥当性が確約されないうちは、泊発電所を稼働しない。

第49条　周辺住民全員の確実な避難・移送の実動条件を確約できないうちは泊発電所を稼働しない（停止しておかなければならない）。

第50条　周辺住民および本会社職員全員の被曝を確実に回避し、原子力非常事態での法令違反状態に至らない条件が確約できるまで泊発電所を稼働しない。

第51条　災害対策基本法違反、労働安全衛生法違反、原子力災害対策特別措置法にかかる問題・障壁を回避する条件を確約できないうちは泊発電所を稼働しない。

第52条　豪雪により避難が困難な冬季の実動避難訓練の実施及び、その実効性の確認なしに泊発電所を稼働しない。

第53条　防災避難対策の実効性を検証する第三者の検証委員会で、住民が安全に避難できることが確認されないうちは泊発電所を稼働しない。

▼提案理由

泊発電所が存在するが故に、北海道は原子力防災避難計画と実動避難の条件を整える責任を負っている。本年２月６日、冬季原子力防災避難訓練は翌日の天候悪化が予測され中止となった。一方、１月24日～数日間、道内は広域に豪雪のため公共交通機関が途絶、札幌周辺の都市機能が失われた。

昨年12月には豪雪のため２日以上続く広域停電も報告された。厳しい自然条件下では、原子力有事に通常の交通機能や送電も確保し難い状態が危惧される。住民・本社職員の被曝回避については本会社の初動の情報発信がスピーディに確実に出来るかにかかっている。職員を被曝可能性の高い条件下で作業させていることや、都市封鎖で住民が警戒地域の通過さえ困難になり速やかな避難が不可能な状態は法令違反状態であり、原災法の適用による住民の被曝回避は難しくなる可能性がある。住民・職員の被曝が避けられない条件下で泊発電所の稼働をしてはならない。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」では，原子力災害が発生した際の緊急時対応として，暴風雪や大雪時における住民の避難行動，適切な除雪等による降雪時の避難経路の確保などが定められています。

「泊地域の緊急時対応」では，原子力事業者としての協力事項も定められており，当社はこれらの事項について，十分に準備を行い，確実に対応するとともに，今後も国及び関係自治体と連携のもと，緊急時の対策のさらなる充実・強化に取り組んでいきます。

また，北海道では過去にも厳冬期の原子力災害を想定した原子力防災訓練を実施しており，当社もこれに参加することで緊急時対応の実効性を高めています。

なお，原子力災害時の放射線環境下で作業を行う職員（放射線業務従事者）に関する対策としては，作業中に受ける放射線量を常に測定し把握することで，法令に定める限度を超えないよう管理を行うこととしています。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第９号議案　定款一部変更の件（６）

▼議案の内容

以下の章を新設する。
第13章　蓄電池事業
第54条　蓄電池事業を強化推進する。

▼提案理由

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの急速な普及により出力抑制が深刻化する中、電力の安定供給や需給バランスの調整手段として蓄電池の活用が急務となっている。北海道電力ネットワーク㈱は11,000出力(kW)の蓄電池所建設（新設・2027年５月着工）を計画しているが、これだけでは出力が小さく再エネ等の出力抑制を解消することは困難と考えられる。今後は、更なる蓄電池の導入・運用・管理体制を強化すべきである。

蓄電池は、災害時のブラックアウト回避、非常用電源として地域の災害時の対応力（レジリエンス）向上にも寄与し、分散型エネルギーシステムの構築や地域との連携にも資する。さらに、国の補助制度を活用することで、事業リスクを抑えつつ収益性を高めることも可能である。３月24日道新記事では、苫小牧に大型蓄電池工場が2027年６月開設とあり、蓄電所の大型蓄電池調達が容易になりそうである。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

蓄電池は，電力の安定供給や再エネ導入拡大に寄与する調整力の一つであり，災害時の電力供給確保やレジリエンス向上といった観点からも，果たす役割は大きいと認識しています。

当社においては，2035年に向けたほくでんグループの事業ポートフォリオに基づき，事業環境を注視しながら系統用蓄電所の開発に向けた建設候補地や設備仕様の検討，事業性評価等を進めています。また，北海道電力ネットワーク株式会社においては，発電事業者が設置する蓄電池が電力系統に円滑に接続できるよう，工期短縮や工事費用低減に向けた対応を適切に進めるとともに，同社においても，需給バランスの維持や系統混雑の緩和に資する蓄電池の導入・活用について検討を進めています。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第10号議案　定款一部変更の件（7）

▼議案の内容

以下の章を新設する。
第14章　破綻した核燃料サイクル事業への出資および債務保証の停止
第55条　日本原燃株式会社への出資を停止する。
第56条　日本原燃株式会社への債務保証を停止する。

▼提案理由

使用済燃料再処理・廃炉推進機構の2025年６月付プレスリリースにおいて、再処理事業およびMOX燃料加工事業の総事業費は、それぞれ約15兆6200億円及び２兆６千億円と見積もられている。両事業ともまともに実施できぬまま、この額は膨らみ続けている。

2025年３月末時点で、本会社は、両事業の受託者である日本原燃株式会社の株を2,203,405株（全株式の約3.82%）保有しており、また、同社に対し324億6600万円の債務保証を行っている。

核燃料サイクル事業は今や技術的にも経済的にも存在価値の上からも破綻しており、資金を注入し続けることは株主への背任行為である。更に、核燃料サイクル施設は軍事攻撃の標的になり得ることも明らかになっている。核燃料サイクル事業は、資金のブラックホールであるのみならず、わが国に存亡の危機を招く。

日本原燃への無駄な出資及び債務保証は廃止し、他の有望事業に振り分ける。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

国が策定した第７次エネルギー基本計画においては，資源の有効利用，高レベル放射性廃棄物の減容化，有害度低減等の観点から，使用済燃料を再処理し，回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針としています。

日本原燃株式会社は，原子力発電所の安定運転や原子燃料サイクルの推進に不可欠な再処理事業，ＭＯＸ燃料加工事業及び廃棄物管理事業などを実施しており，当社は同社の事業性等を確認のうえ，他の電力会社とともに出資及び債務保証を行っています。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第11号議案　定款一部変更の件（8）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章　株主総会議事録のホームページ公開

第57条　当会社は，株主総会終了後，会社法第318条に基づき作成される株主総会議事録を，本会社の公式ホームページにおいて，株主総会終了後速やかに公開する。

▼提案理由

株主総会議事録を閲覧・取得するには、証券会社に個別株主通知申出受付票を郵送で請求し、受け取った受付票に議事録請求書を添えて本会社に郵送する必要があり、時間的・経済的負担が大きくなっている。

改定された会社法に基づき、国内では招集通知等の資料の電子提供化が進み、国内上場企業の一部は、すでに株主総会議事録をホームページ等で公開している。同様に、株主総会議事録についても電子的に公開すべきである。

議事録のホームページへの公開により、①株主の情報アクセス性の向上と利便性の確保、②企業のガバナンスの透明性向上、③株主との建設的な対話の促進、④ESG（環境・社会・ガバナンス）対応の一環としての企業価値向上などの効果が期待される。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

会社法は，株主総会の議事の経過の要領及びその結果を確認できるようにするなどの目的で，株式会社に議事録の備え置きを求めるとともに，株主及び債権者に議事録の閲覧又は謄写を請求する権利を認めています。株式取扱規程に定める個別株主通知は，議事録の閲覧や謄写等の請求者が株主であることを確認するものであり，権利を適切に行使していただくために必要な手続きと考えております。

会社法では議事録の公開は求められておらず，当社の株主総会は，目的事項に関して株主さまから率直なご意見・ご質問をいただく非公開の対話の場としており，その内容を記載した議事録を公開することは適当ではないと考えます。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第12号議案　定款一部変更の件（9）

▼議案の内容

以下の章を新設する。
第16章　相談役，顧問の廃止
第58条　相談役，顧問を廃止する（副会長，参与など役割の不透明な有償役職を設けない）。

▼提案理由

この議案は，第89回定時株主総会より継続して提案し，毎回10％を超える賛成率，第101回定時株主総会では19.52％の支持率を得ています。顧問，相談役等の役職は，報酬を支払いながら開示せず，役割も曖昧で，旧トップの不祥事の隠れ蓑ないし院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されています。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止しています。

2025年６月27日のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「相談役・顧問」の項目では，相談役の記載はなく，名誉顧問４名の氏名・役職・地位を公表していました。原子力発電に関連する不祥事や，経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いていることは遺憾です。取締役退任後も会社運営に影響を与え続ける可能性はわずかでも容認できません。本会社は今後も有償・無償に関わらず相談役や顧問などの不透明な役職を置くべきではありません。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

当社では，相談役の制度はありませんが，経営層が必要に応じて指導・助言を得ることを目的として，会長・社長経験者に対し，原則として，勤務のない無報酬の名誉顧問を委嘱しています。

名誉顧問が地域社会・経済への貢献，ひいては当社の企業価値向上への貢献を目的として社外活動に従事する必要がある場合には，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会で審議のうえ，取締役会決議により顧問として選任することがあります。顧問は原則として，当社での勤務はなく無報酬です。

名誉顧問，顧問のいずれも，当社の取締役会その他の会議体に出席することはなく，経営層からの報告なども実施しておらず，経営のいかなる意思決定にも関与しないこととしています。

なお，現在，無報酬の名誉顧問は３名いますが，顧問はおりません。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

第13号議案　定款一部変更の件（10）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第17章　取締役および顧問への報酬の個別開示

第59条　役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

第60条　有償の顧問・相談役等の特別な役職に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する。

▼提案理由

この議案は，第89回定時株主総会より継続して提案し，毎回10％を超える賛成率，昨年第101回定時株主総会では32.38％もの支持を得た。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員の総数に対して総額でしか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし，株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また，公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば，個々の役員報酬や有償の顧問など特別な役職の報酬を開示すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については，株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で，独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後，取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が，当該審議を踏まえ，各人の支給額を決定しています。

また，取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬については，株主総会決議の上限株式数の範囲内で，役員株式給付規程に基づき，人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえて，取締役会決議により各人の支給株式数等を決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は，株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で，各人の支給額を監査等委員である取締役の協議により決定しています。

さらに，取締役（監査等委員である取締役を除く。），監査等委員である取締役，社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）について，支給される報酬等の総額及び員数を事業報告に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより，それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており，取締役会としては，その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役は，株主さまから付託された役割を果たすべく，当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をはじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など，それぞれの職務に忠実に取り組んでおり，相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。

なお，現在，無報酬の名誉顧問は３名いますが，顧問はおりません。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以　上